

タンザニア国  
地方教育行政強化計画調査  
(フェーズ2)  
事前調査 (S / W協議) 報告書

平成14年11月

国際協力事業団

## 序 文

日本政府はタンザニア連合共和国政府の要請に基づき、同国の地方教育行政の強化を目的に、32県を対象としてスクールマッピング・マイクロプランニングを実施することを決定し、国際協力事業団がこの調査を実施することとしました。

当事業団は、本件調査を効率的かつ効果的に進めるため、本格調査に先立ち、JICAタンザニア事務所により事前調査を実施しました。

調査団は本格調査に係る要請の背景などを確認するとともに、同国政府の意向を聴取し、かつ現地調査の結果を踏まえ、本格調査に関する実施細則（S/W）及び協議議事録（M/M）を同国政府と署名・交換しました。

本報告書は、引き続き実施を予定している本格調査に資するために、今回の調査結果を取りまとめたものです。

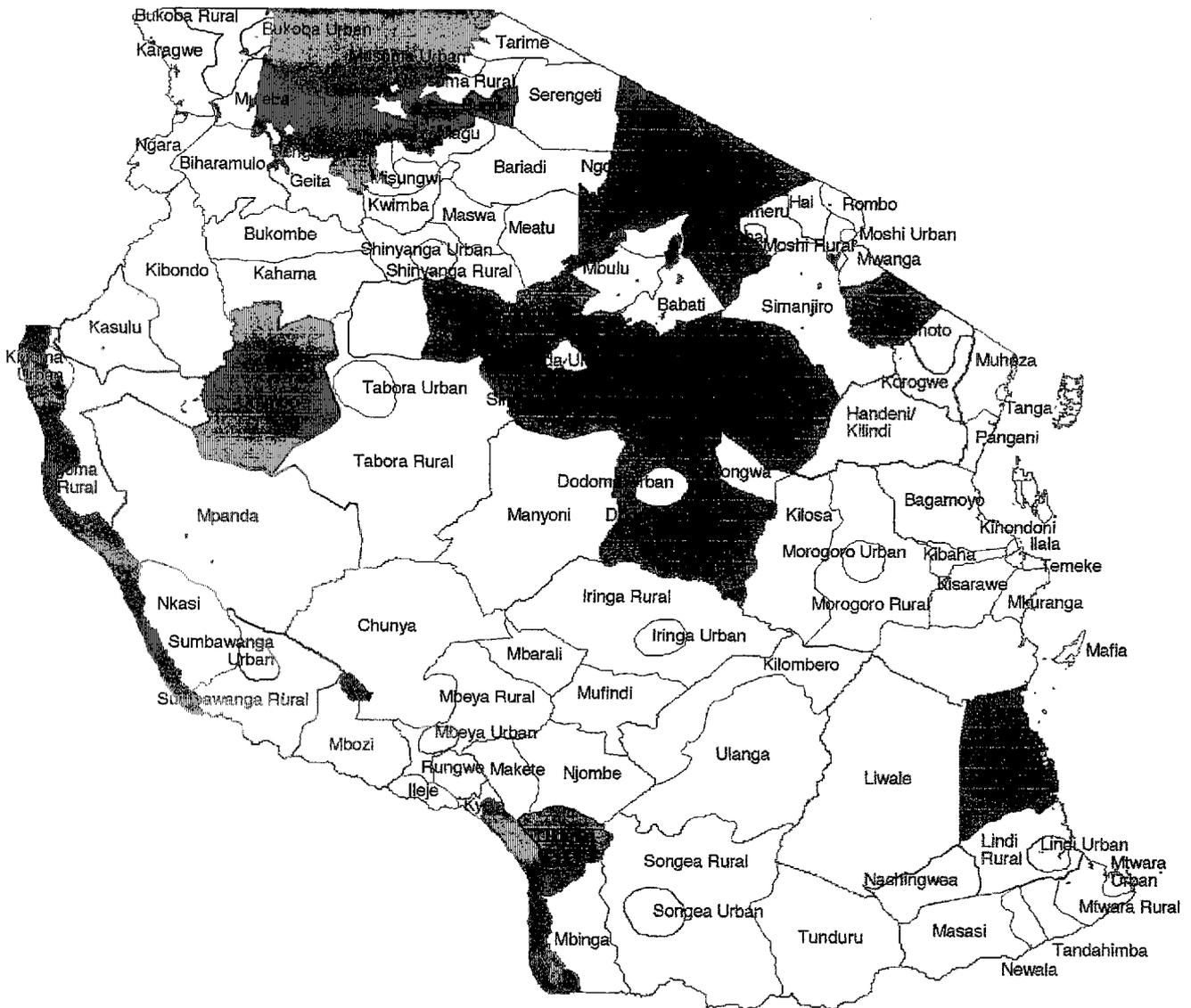
終わりに、調査にご協力とご支援を頂いた関係各位に対し、心より感謝申し上げます。

平成14年11月

国際協力事業団

理事 泉 堅二郎

SCHOOL MAPPING AND MICRO-PLANNING IN PRIMARY EDUCATION (Phase 2)  
IN THE UNITED REPUBLIC OF TANZANIA



Study Area

# 目 次

序 文

地 図

第1章 事前調査の実施 .....	1
1 - 1 実施の背景 .....	1
1 - 2 調査団の構成 .....	2
1 - 3 主要面談者 .....	2
1 - 4 主な協議の日程 .....	3
第2章 調査結果 .....	4
2 - 1 協議結果 .....	4
2 - 2 その他調査事項 .....	8
2 - 3 開発調査実施上の留意点 .....	12
付属資料	
1 . タンザニア国教育セクタープログラム進捗報告 .....	17
2 . 要請書 ( TOR ) .....	86
3 . 実施細則 ( S / W ) .....	96
4 . 協議議事録 ( M / M ) .....	106

# 第1章 事前調査の実施

## 1-1 実施の背景

スクールマッピング(SM)は、地域のニーズをよりの確に反映した教育計画策定を行うための手法であり、地域の教育の現状の把握、将来的な需要の予測、及び当該地域の教育状況の改善に向けた方策の提案の3つのコンポーネントで構成される。においては、初等教育に係る基礎情報、例えば就学率、中退率、留年率、教科書の普及状況、教員の数及び資格、教室など施設の状況、教室家具の状況等が網羅的に調査される。においては、将来的な生徒数の増加予測に伴う教科書、教員、施設、教室家具等の需要予測、及びそれに必要な予算の算定を行う。においては、に基づき利用可能な資源、住民のプライオリティを反映させたくて当該地域の具体的な教育開発計画を策定する。文脈によっては から までを含めてSMと呼ぶ場合もあるが、タンザニア連合共和国(以下、「タンザニア」と記す)においては、SMを から の作業に限定して使用し、 の作業を特にマイクロプランニング(MP)と呼ぶことが通常であるため、本報告書においてはこの用法に従うこととする。

同国では、貧困削減戦略(Poverty Reduction Strategy: PRS)において重債務貧困国(Highly Indebted Countries: HIPC)イニシアティブ適用の条件として、全国114県(District)のうち50%以上の県においてSM/MPを実施することがあげられていたこと、及び教育セクター開発計画(Education Sector Development Program: ESDP)で信頼性のあるデータの整備の必要性がうたわれていることから、1997年当初教育文化省はSM/MPの実施を優先プロジェクトの1つとして位置づけていた。

以来、UNICEFの支援により、44県<sup>1</sup>においてSMが、そのうち20県においてMPが実施されている。また、教育文化省独自により6県においてSMが実施された。JICAは、教育文化省の要請により1999年から協力を開始し、3年間で33県においてSM/MPを実施している。

教育文化省は、SM/MPの未実施県<sup>2</sup>について、引き続きJICAに対して協力を要請した。これを受け、フェーズ1の経験と蓄積を生かし、JICAタンザニア事務所において開発調査の枠組みを形成することを目的として、事前調査の実施となった。

---

<sup>1</sup> SM実施後、分割されたキバハ・タウンとキバハ・ルーラルを2県として計算。

<sup>2</sup> SMの未実施県におけるSM及びMPの実施が要請されている。

## 1 - 2 調査団の構成

氏 名	職 位
青木 澄夫	JICAタンザニア事務所所長
木野本浩之	JICAタンザニア事務所次長
亀井 里美	JICAタンザニア事務所企画調査員（教育セクタープログラム支援）
小林 知樹	JICAタンザニア事務所員

## 1 - 3 主要面談者

### (1) 教育文化省（Ministry of Education and Culture：MOEC）

Ms. Mwatumu J. Malale	Permanent Secretary
Mr. Amos Mwakalinga	Director, Policy and Planning Department
Mr. Cyprian Miyedu	Policy and Planning Department
Mr. Ally Mwaimu	Policy and Planning Department
Mr. G. E. Ponera	Statistics Division, Policy and Planning Department

### (2) 大統領府地方自治庁

（President Office, Regional Administration & Local Governments：PORALG）

Ms. H. Gondwe	Director for Institutional Development Department
Mr. Francis Liloy	Education Coordinator
Mr. B. Mtui	Education Coordinator

### (3) 財務省（Ministry of Finance：MOF）

Ms. Joyce Mapunjo	Acting Commissioner for External Finance
-------------------	--

### (4) 国連児童募金（UNICEF）

Mr. Pantalee Kapichi	Project Officer
Dr. Stella Kaabwe	Education Coordinator
Ms. Iliminata Tukai	Project Officer
Ms. Mary Eyakuze	Project Officer
Ms. Maria Mudachi	Project Officer

### (5) カナダ開発庁（CIDA）

Ms. Victoria Mushi	Education Advisor
--------------------	-------------------

1 - 4 主な協議の日程

MOEC	7月	5日、19日、23日
	8月	13日、16日、21日、28日
	9月	6日、12日、25日
	10月	2日、3日、4日、9日
PORALG	7月	9日
	8月	9日
MOF	10月3日	
UNICEF	8月13日	
CIDA	8月12日	

## 第2章 調査結果

JICAタンザニア事務所は2002年7月末から10月にわたり、関係者と協議するとともに関連事項を調査し、開発調査の枠組みを形成し、10月9日実施細則（Scope of Work：S/W）及び協議議事録（Minutes of Meetings：M/M）をタンザニア政府と合意した。

調査結果は次のとおりである。

### 2 - 1 協議結果

#### (1) 開発調査の目的

以下の3点を目標として実施することで合意した。

- 1) 32県においてSMを実施し初等教育に係る基礎情報を得ること
- 2) SM/MPの実施を通じて地方自治体、学校及びコミュニティの計画策定能力を強化すること
- 3) 初等教育に係るデータ収集を効率良く継続に行うための枠組みを開発すること

フェーズ1からの主要な変更点としては、次の2点があげられる。

まず、MPの実施を通じた計画策定能力強化の主対象が、フェーズ1での県レベルから学校/村レベルに変更となる。これは初等開発教育計画（Primary Education Development Plan：PEDP）の開始に伴い、ボトムアップ方式による教育計画の策定が導入されつつあるためである。本調査の実施は、PEDPの一環として位置づける必要があることから、できる限りセクタープログラムの枠組みのなかでSM/MPに係る協議を進めるとともに、PEDPと整合性をもたせることが不可欠となっているためである。

2点目は、3)データ収集の枠組みの開発である。

従来データが未整備である開発途上国において教育のニーズを把握することがSM/MPの主な目的であったが、フェーズ1においてはSM/MPの方法論自身が実施に伴って確立されて来たため実施時期によりデータにむらがある、またアップデートされていない、現在進行中のPEDPの枠組みにおいて必要最小限のデータ（生徒数、教師数、施設、家具等）が収集されているなどの理由によりSM/MPのデータが中央政府レベルでは必ずしもそれほど有効に利用されていない、また重複した基礎情報の流れがいくつかあり無駄であるとの問題認識がある。そのため、スポットサーベイとしてのSM/MP、ルーティンサーベイとしてのアップデート作業との位置づけを明確にし、データの流れを一元化とすることで基礎情報収集の継続性を高めていくことが重要との理解の下、初等教育基礎データ収集による全体的な枠組みの開発が重要となっている。

## (2) 対象地域

タンザニア本土の32県を州ごの純就学率（Net Enrollment Ratio：NER）を考慮しつつ、地理的にクラスタリングし、2期に分けてSMとMPを実施することとなった。

第1期対象はキゴマ州（キゴマ県及びカスル県）、リンディ州（リンディ県、リワレ県及びナチングウェア県）、ムベヤ州（ムベヤ市、ムボジ県及びブルングウェ県）、ルブマ州（ソングア市）、ルクワ州（ムパンダ県及びスンバワンガ県）、タンガ州（ハンデニ県、コログウェ県、ルシヨト県及びムヘザ県）の15県であるが、2002年7月にハンデニ県からキリンディ県が分離されているので、新行政区分では16県の計算となる<sup>3</sup>。

第2期対象はアルーシャ州（ハナン県、キテト県、モンドゥリ県及びンゴロンゴロ県）、ドドマ州（コンドア県、ドドマ県及びムプワプワ県）、イリンガ州（ルデワ県）、キリマンジャロ州（サメ県）、シンギダ州（イランボ県及びシンギダ県）、タボラ州（イグンガ県及びウランボ県）、リンディ州（キルワ県）の16県である。

リンディ州は国内でも就学率の低い地域であり、SM実施の緊急度が高いと考えら第1期の実施が望ましいが、キルワ県は雨期には道路が通行不能となり陸の孤島となることから、同州の他県とは別に第2期の実施対象として準備期間を十分にとれるよう配慮した。

## (3) 開発調査における活動

本開発調査はお互いに関連する3つのコンポーネントに分けて考えることができる。各々のコンポーネントにおける活動内容は次のとおり。

### 1) ルーティンデータの収集体制の構築

- a) 既存の初等教育データの収集及び管理システムに係る分析
- b) 初等教育データユーザーに係る分析
- c) 初等教育のルーティンデータの収集体制案の策定
- d) 収集体制の一部として、教育文化省の教育管理情報システム（Education Management Information System：EMIS）初等教育部分の開発
- e) 収集体制の一部として、地方自治体及び小学校が採用する報告制度に関するガイドラインの作成
- f) 情報収集体制強化

### 2) スクールマッピング（SM）

- a) 教育文化省、UNICEF、JICAが実施したSMの方法論のレビュー
- b) 提案したルーティンデータの収集体制と整合性のとれた方法論の確立

---

<sup>3</sup> ただし、事前調査実施時においてもDistrict Councilが選定されておらず、実際には1県として機能している。

- c) 中央政府、県、郡レベルの教育担当官を含むSM実施人材の訓練
  - d) 訓練された人材による教育データの収集 (SM)
  - e) 教育分野開発に利用できる資源の分析、及びSMを通じて対象地域の教育へのニーズと現状の差を明確にし、潜在的可能性と制約条件を探り出す
  - f) 上記 d) e) の内容を含む県ごとのSM報告書の作成
  - g) SMの方法論の評価と必要な改善
- 3) マイクロプランニング (MP: 県教育計画策定)
- a) 地方自治体における年間計画策定プロセス及び方法論のレビュー
  - b) 地方自治庁、UNICEF、JICAが実施した、又は実施中のMPの方法論のレビュー
  - c) PEDPの計画プロセスに沿った方法論の確立
  - d) 中央政府、県、区、学校レベルでの計画策定に係る訓練
  - e) 活動、必要コストの見積り、タイミング及び上位の行政組織への要望を含んだ教育計画の策定
  - f) MPの方法論の評価と必要な改善

#### (4) 実施体制

##### 1) 教育文化省

教育文化省において、本調査で中心的な役割を果たすのは政策計画局 (Department of Policy and Planning) である。

フェーズ1の反省点として、教育省スタッフを十分に巻き込んでいなかったことがあげられたため、当方として2名程度の専任のカウンターパートの配置を教育文化省に要請した。しかしながら、教育文化省は、他の業務を担当できないという理由から専任 (Full-time) のカウンターパートの配置を困難であるとし、代替案として、カウンターパートが果たすべき業務をM/Mにおいて合意した。個人名やカウンターパート数はあげられていないが、本業務を遂行できる人物をカウンターパートとして配置する旨、教育文化省は約束している。

また、調査期間中に発生するローカルコストとして教育文化省スタッフが地方へSM/MPのワークショップやその実施をモニタリングすることが考えられるが、これらに係る旅費・日当は教育文化省が負担する旨、合意している。

##### 2) 地方自治庁

フェーズ2においては主な活動の対象が県以下の地方自治体となるため、県組織の上位官庁であり、初等教育行政の実施主体である大統領府地方自治庁の本件への関与を当方から求めた。担当者レベルにおいては、本調査の意義と開発計画における位置づけは理解し

たうえで、S/Wの署名者は初等教育の実施主体である地方自治庁であるべきと地方自治庁は主張した。具体的には、メインカウンターパートを地方自治庁とするか教育文化省とするかの選択を迫られたため、当方としては歴史的経緯から教育文化省をカウンターパートとするしかない旨、回答したところ、S/W及びM/Mへの署名及び本案件に係る協力の約束を取り付けることができなかった。また、地方自治庁は本開発調査の形成プロセスがセクタープログラムのプロセスにのっとっていないことを指摘しており、協力できない理由の1つとしてあげている。

以上にかんがみ、教育文化省・JICAの枠組みだけでフェーズ2を実施するのではなく、PEDPの傘下にあるキャパシティビルディングの技術作業部会（Technical Working Group）<sup>4</sup>で議論し、その上位組織である基礎開発教育委員会（Basic Education Development Committee：BEDC）で承認を受けることによって、本開発調査をPEDPプロセスにメインストリーム化していくことが可能であるため、こうした方策をとることで、地方自治庁の関与を求めるほかないと考える。

このような可能性を探ることを念頭に、キャパシティビルディング作業部会（Capacity Building Technical Working Group：CB-TWG）において本開発調査の実施を発表し、関係者のコメントを取り付けることを教育文化省に対して当方から要請している。また、M/Mでは、調査実施の各段階において進捗・調査結果等をインプットしていくことが重要であることを明記した。

### 3) 他の援助機関との連携可能性

初等教育分野において協力している日本を除く援助機関は、プールファンドあるいは財政支援による資金援助にそのモダリティを限っており、本開発調査のようなプロジェクト型援助実施には極めて消極的である。

フェーズ1において二国間連携の実績があるCIDAも、2002年3月に本国からミッションが派遣され、教育セクターにおいてはプログラムアプローチによる協力に移行する旨タンザニア政府と合意していること、及び現地事務所がハンドルできる基金もPEDPプールファンドに投入することが決定していることから、前回のようプロジェクトのなかで連携の可能性はない。

CB-TWG、BEDCには他の援助機関も参加しているため、二国間連携の可能性を探るよりも、むしろ地方自治庁に対する考え方と同じように、PEDPプロセスに積極的に参加することで、他の援助機関との意志疎通を図るアプローチをとるべきである。

---

<sup>4</sup> 同作業部会の議長は、地方自治庁のPEDP担当ダイレクターが務めている。

## (5) キャパシティビルディングの重点

PEDPの枠組みで求められている教育計画とは、学校レベルの教育計画と県教育計画であるため、これらレベルにおけるキャパシティビルディングが重要であること、特に従来から何らかの計画策定を行ってきた県職員と違い、学校委員会にとっては計画策定作業が初めての経験となることから、学校レベルの計画策定能力強化が最重要であることが確認された。

この2つのレベルの中間に位置する郡(Ward)に求められている役割は、学校の計画策定支援、レビュー及び承認であり、キャパシティ強化のプライオリティは比較的低い。

かかる認識の下、MPにおけるキャパシティビルディングを県レベルに限っていたフェーズ1とは異なり、フェーズ2においてはキャパシティビルディングの焦点を学校レベルとし、SMと同様にカスケード方式でトレーニングを国レベルから村レベルまで実施することにより、村・学校レベルにおける計画策定能力、郡における村・学校の支援能力、県における計画策定能力及び下位レベルのプロセスの調整能力の向上をめざすものとする。

## (6) 成果品

成果品として開発調査の報告書とは別に各県ごとにSM/MP報告書が作成される。これについては、県への配布分として英語版を3部ずつJICA側負担として作成し、郡への配布分としてスワヒリ語版を1部ずつ教育省の負担として作成することが合意されている。

## 2 - 2 その他調査事項

### (1) 教育管理情報システム (Educational Management Information System : EMIS)

1995年の教育訓練政策 (Education and Training Policy) 以降、基礎教育データの把握へのニーズが教育文化省内に高まり、EMIS構想が開始されたものの、実際のデータ蓄積が開始されたのはUNICEFのSMが始まった1997年からである。また、これらデータを電子媒体として保存する基盤が整ったのは2000年にヨーロッパ共同体 (EU) 及びイギリス国際開発省 (DfID) からコンピューター等の機材供与を受けたときからであり、EMISそのものの歴史は浅い。

現在のシステムは、Windows機 (ただし、NTや97/98等の混成) を中心に29台がLANで接続されており、サーバーはCPUがPentium4700Mhz、ハードディスクが20GBである。インターネットへの接続は、プロバイダーを通しており、通信速度は128kbpsであり、サーバー上のデータのLAN外への公開はなされていない。また、MS-Office2000を事務処理用として、Oracle8.1.6をデータベース用として装備している。

教育文化省政策計画局統計部に設置されているサーバー上に掲載されているデータは、PEDP関連ドキュメント (PEDP、ストックテイキング、現状報告書等) JICAによるSMデータ、統計部独自の調査による小学校ごとの児童数、教師の人事情報である。これらデータは

LANを通じて、政策計画局内及び他の部局の局長クラス以上の作業機からアクセスできるようになっている。

統計部による調査は、2001年後半に独自の質問票を各学校及び県教育行政官（District Education Officer）に送付して行われた。独自の質問票を用いた理由は、学校からの月間レポートとは集計方法が異なるためであった。ちなみに、2002年7月に行われたストックテイキングにおいてもコンサルタントが独自の質問票を用いて調査を行っているが、こうした質問票はそれぞれ集計方法及び書式が違っているため、データの統合を困難にしている点を統計部担当官も指摘していた。

2002年も引き続き、調査項目（施設、家具、教科書等の数）を増やして同様の調査を実施するために3,000万タンザニアシリング（Tsh）を確保しており、2003年以降も書式を変更しつつ継続実施する予定である。将来的には、県においてもコンピューターを導入し、県でデータ入力を実施するのが望ましいが、現状では、本省で一括調査、一括入力を実施しなければならない状況である。

統計部には5人のスタッフがいるが、コンピューター技術者は3名であり、そのうち2名が大学で研修中である。

このように人的にも、蓄積としても不足しているEMISであるが、EMISなど他のセクター管理情報システムとともに貧困モニタリングマスタープランにおいては基礎教育情報モニタリングを実現するシステムとして位置づけられており、マクロ政策的には重要な位置づけを与えられている。そのため、望まれる役割を果たせるよう一刻も早く人的、組織制度的に強化していくことが必要である。

## (2) 学校報告書（School Report）

上記EMISやSM調査、ストックテイキングのようなスポットサーベイとは別に、行政の各レベルで小学校に係るルーティンデータの収集が行われている。

教育文化省においては、四半期に一度各ディストリクトを通じて各省学校の情報を収集している。収集方法としては、初等教育統計（TSM 1 / TSM 2）を学校ごとに作成し、郡教育コーディネーター（Ward Education Coordinator : WEC）が取りまとめ、県の統計調達官（Statistics and Logistics Officer : SLO）<sup>5</sup>が、県の合計を計算したうえで教育文化省政策計画局統計部に送付している。本データは教育省にてBasic Statistics in Education作成に利用されている。

他方、県レベルにおいても独自にルーティンデータを収集しており、その多くが月間報告書を学校から提出させている。こうしたデータを用いて、SLOは県内の各学校の状況、県内

---

<sup>5</sup> 県教育局の下位に属し、ルーティンデータの収集、分析、県教育官への伝達、教師の転勤、教室、トイレ、職員室、教員住宅等の施設の新設、教科書、机、イス、黒板、棚、教材等の物品調達・配布を担当している。

学校間の生徒の転校等を把握している。同地区にて聴取した限りにおいては、地方自治庁に定期的にルーティンデータを報告するメカニズムにはなっていないようである。

(3) ローカルコンサルタントの状況

開発調査において利用可能なローカルコンサルタントとして次の3社が考えられる。

1) ED-Consult ( T ) Limited

( Education and Development Consultants )

Contact Address:

P.O.Box 9301 Dar es Salaam, Tanzania

2) ENV Consult ( T ) Limited

Contact Address:

P.O.Box 31609 Dar es Salaam, Tanzania

Tel: +255-22-2772209 Fax: +255-22-275394

E-mail: env\_consult@uccmail.co.tz

3) Tanzania Industrial Studies and Consulting Organization

Contact Address:

P.O.Box 2650 Dar es Salaam, Tanzania

Tel: +255-22-2131422/7083 Fax: +255-22-2116695

E-mail: info@tisco-tz.com

Web: www.tisco-tz.com

(4) 既存のSM/MPからのフィードバック

1) JICAフェーズ1対象ディストリクトからのフィードバック

JICAタンザニア事務所では事前調査の実施とは別に在外専門調整員を雇用し、SM/MPフェーズ1について対象県からのフィードバック調査を行った。回答者は14県中5県と少ないがフェーズ2実施において参考になる点が多いため、主要な点を次のとおり記す。

a) SM/MP作業全般について

県職員はおおむねSMの目的について理解しており、このレベルにおけるセンシタイゼーションの効果はあったものと評価される。また、コミュニティレベルを関与させたことでコミュニティへのセンシタイゼーション効果もあったと評価されているものの、フェーズ1においては質問票が英語であったことが、コミュニティの参画を妨げたと考えられ改善が必要であるとしている。

b) SMについて

収集したデータについては、HIV/AIDS関連の情報を追加すべきと回答した1県以外は不足がないと考えている。しかし他の質問項目において、カリキュラムの進捗など授業の内容に係る点がカバーされていないと回答している県もあり、こうした情報を質問内容に含めるかの検討も必要である。

SMのトレーニングによりコミュニティのリーダー、学校委員会、郡指導者、学校長、教師が、教育データの収集、分析、評価ができるようになったと評価されている。

SMデータの更新については、1年ごとと答えた県から5年までと幅広い。一般的に資金的及び人的資源の制約からデータ更新を頻繁に行うことは困難としながらも、タイムリーな情報を得ることを希望している。特に都市部では、農村部からの流入による人口の増加が激しいため1年ごとの更新を希望するなど、各県の事情に応じた更新頻度を望んでいるようである。

SMのコミュニティレベルの作業には平均2週間を必要とし、フェーズ1で割り当てられた期間では不十分であったと回答している。

#### c) MPについて

MPのトレーニングにより、県職員、学校長など参加者の計画策定の能力が強化されたと評価されている。

策定されたMPが実際の県教育計画の策定期間とあうことでより有効な活用ができるとの観点から、MP実施時期は7月から8月が適当であると回答している。

MPの実施により、そのあとの計画実施をJICAが支援するという誤解がある県もあり、このことがフェーズ1のMPがウィッシュリストに近いものになっていた一因であると考えられる。フェーズ2においては、よりコミュニティの身の丈に合った計画を策定できるよう工夫が必要である。

#### 2) UNICEFからのフィードバック

UNICEFに対して、過去のSM/MP実施の蓄積からJICAフェーズ2へのアドバイスを尋ねたところ次のとおり回答を得た。

「従来のアプローチによるMPの弱点は、計画作りのプロセスにコミュニティを十分には巻き込んでいないことだといえる。学校委員会や村議会のメンバーだけで教育計画を策定すると、内容が教室建設、家具、教員の配置といったことのみで構成されがちであるが、その他にも学校までの距離、HIV/AIDS、給食といった問題があるはずでコミュニティを十分に参画させることで初めてみえてくる。こうした問題を取り上げることなしには、教育の根本的な改善はあり得ない。

UNICEFが支援したMPでは学校・村レベルにおいても計画策定を実施しており、1日をコミュニティとの対話に、1日を学校へのトレーニングに、1日を郡との作業に費やした

が、コミュニティの参画という観点からはこの時間は不十分であった。JICAフェーズ2では、コミュニティの関与に十分な配慮を期待したい。」

## 2 - 3 開発調査実施上の留意点

### (1) セクタープログラム（SP）への関与

前述のとおり、SPのなかに本開発調査を位置づけ、正当な評価を得るためにはSPのプロセスに参加することが重要である。具体的には、キャパシティビルディング作業部会において調査の進捗の報告、コメント受付、方法論・最終的な提言に係る議論が行われなければならない。本件は教育文化省 - JICAの協力プロジェクトであり、教育文化省がオーナーシップをもつとの理解から教育文化省のカウンターパートから作業部会に報告、提案することが望ましい。M/Mでの合意事項を念頭に置き、開発調査実施の各段階で教育文化省に作業部会等との調整を行うよう要請していく必要がある。こうしたSPプロセスへ関与することで、すべてのステークホルダーを巻き込むこととなり、調査結果が同国に継続的に利用されることになるものとする。

### (2) 広報・ソーシャルマーケティング戦略の重要性

上記SPプロセスを通じて本案件の成果をアピールすることのできる行政及びドナー以外で、調査結果を利用する可能性があるのは、教育関係の学識者及び地域住民であると考えられる。そのため、こうした層に対しても開発調査をアピールし、周知する広報戦略の存在が重要である。

また、SMの調査に関与することにより初等教育への関心を高め(センシタイゼーション)、周囲の児童を学校に行かせる、自ら学校へ行くという行動の変革を誘導する(ソーシャルマーケティング)効果が期待されており、コミュニティに対しては広報以上にソーシャルマーケティング効果を向上させるべく戦略を練る必要がある。

例えば、学識者へアピールするためにはSM/MPの調査結果と他の調査により得られた示唆をクロスチェックするなどのアカデミックな報告書を作成することが有効であると考えられる。他方、地域住民に対しては、教育の重要性を訴えるキャッチーなポスターを作成することにより、教育に関するセンシタイゼーションとSM/MPの広報を同時に行うことなどが有効であると考えられる。

調査実施時には、コンサルタントの自由な発想による広報戦略が必要である。

### (3) 地方自治庁の推進する計画策定法との調和

現在、地方自治庁では、地方行政改革の流れにおいて、将来的に各県の行政計画を参加型

手法（O&OD手法）により策定していく構想がある。この手法は、現在のような各セクターごとの開発計画を統合して当該地域の開発計画を作るのではなく、セクターを問わず住民のニーズを吸い上げて開発計画とするものであるといわれており、現在その手法の確立とパイロット実施が行われつつある。本手法が地方自治において主流となったときに、県教育計画そのものの位置づけ及びPEDPプロセスにおいて規定されている計画策定の流れがどのように影響するのか不明であるため、常に本手法の進捗策定に注目しつつ調査を実施する必要がある。

#### (4) 地方自治体の分割

対象地域脚注にもあるが、2002年7月に全国で1州、7県の分割が発表された。議会等が選出されていないため、実際に地方自治体としての機能・人員配置は始まっていない。今回対象地域で分割対象となっているのは、ハンデニ1県のみであるが、調査実施時においてはこうした状況を踏まえ、常に地方自治庁から情報を入手しつつ、分割が実施された場合は分割後の行政組織に従って活動を実施できるよう柔軟に対応することが必要である。

#### (5) 既存データの利用

同国においてはPRSPプロセスが進むに従い、貧困モニタリングマスタープランが策定されるとともに、人口センサス、家計調査等の調査が実施されている。こうしたセクターにとどまらない調査においても、教育関連の調査事項が含まれているケース（家計調査において最終学歴、教育を児童に受けさせない理由等の質問が含まれる）や、基礎情報そのものではないが算出に必要なデータが含まれているケース（人口センサスによる年齢ごとの人口）があるため、こうした情報を有効に利用することでSM/MPの作業やそのアップデート作業を簡略化し、よりコスト効果の高い初等教育情報収集フレームワークを提言できる可能性が高い。

調査実施時には、教育文化省の統計部のみならず、統計局及び貧困モニタリング作業部会等とも協議のうえ、フレームワーク案を策定することが重要である。

#### (6) 治安上問題となる地域

現在は、政治的・宗教的にも安定しているが、ブルンジ・ルワンダ・コンゴなど政治的に不安定な地域と隣接しており、同国においても突発的に治安が悪くなる可能性もあり、調査実施に関し、JICAタンザニア事務所と連絡を密に行う必要がある。特に地方部における行動には、安全確保に最大限配慮し、JICA危険情報を常に考慮し、危険とみなされる地域では、ワークショップ等の作業はローカルコンサルタントのみで行うこととし、邦人コンサルタントは立ち入らないこととするなどの配慮が必要である。

(7) 使用言語

タンザニアにおいては国語がスワヒリ語であり、キャパシティビルディングの主対象となる学校レベルにおいて必ずしも英語を話せる人材がいるわけではない。このような事情からセミナー資料、質問票等はスワヒリ語で作成する必要がある。